三　法第六十六条の五十一第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

ロ　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ハ　新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)　履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

(2)　住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(3)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十九号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四　第三百二十七条第一号に掲げる事項について変更があった場合　新たに国内における代理人となった者に係る次に掲げる書類

イ　住民票の抄本（国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ロ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十九号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

2　前項の届出書及び同項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

3　第一項の書面は、別紙様式第二十九号に準じて英語で作成することができる。

4　所管金融庁長官等は、高速取引行為者から管轄財務局長等の管轄する区域を超えて本店等の所在地を変更したことの届出を受理した場合には、届出書及び高速取引行為者登録簿のうち当該高速取引行為者に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）に送付し、又は送付させるものとする。

5　前項の規定による書類の送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長は、当該高速取引行為者に係る事項を高速取引行為者登録簿に登録するものとする。

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第三百三十五条　法第六十六条の五十四第三項の規定により届出を行う高速取引行為者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第三百二十八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類及び第三百二十九条第一項第四号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2　前項の届出書及び書類は、英語で記載することができる。